

## 1. 令和3年度地域別最低賃金が改定されます

最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者はその最低額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、地域別最低賃金、特定最低賃金の2つがありますが、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ賃金額が定められる地域別最低賃金の各賃金額が、関係労使からの意義申し出に関する手続を経て、都道府県労働局長の決定により10月1日から10月上旬に順次発行される予定です。

地域	最低賃金額(円)	発効日
全国平均	930 (902)	
東京	1041 (1013)	10.1
神奈川	1040 (1012)	10.1
千葉	953 (925)	10.1
埼玉	956 (928)	10.1

※ ( )は昨年度の最低賃金額

改定額の全国加重平均額は930円で、全国加重平均額28円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以来最大の引上げとなります。また、最高額(1,041円、東京都)と最低額(820円、高知、沖縄県)の比率は78.8%となり(昨年度は78.2%)、この比率は7年連続の改善となります。

最低賃金は時給で定められますが、先ほど書きましたとおり全ての労働者に適用されますので、時給制のパート、アルバイトだけでなく月給制の社員も当然に適用されます。この場合は月給額を時間あたりの金額に換算し確認しますが、実際に支払われる賃金から割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などを除いたものが対象となります。

## 2. 有期雇用期間中の解雇が有効か否か

新型コロナウイルスは、変異を繰り返し、依然多くの影響を与えています。そこで、今般の感染症に伴う事件の一つをご紹介します。新型コロナウイルスの影響で売上げが減ったタクシー会社の運転者が、有期契約の期間途中で解雇されたため、地位保全等を求めた事件です。地裁は、雇用調整助成金等の利用が可能にもかかわらず利用しなかったなど、解雇を無効としました。

有効か否かは、①人員削減の必要性、②解雇回避の措置の相当性、③人員選択の合理性、④手続きの相当性という点から考えることとなります。今回の事件に当てはめると、①については、休業手当については6割の休業手当の支出にとどめることが可能であり、且つその支出にあたっては雇用調整助成金で補填が可能であること。また車両の修繕費、自賠責保険料については臨時休車措置をとることにより免れることができたこと、金融機関から融資を受ける余地も十分にあったことから直ちに整理解雇を行わなければ倒産が必至であるほどに緊急かつ高度の必要性であったとはいえない。②については、①の点から相当性は低い。③については客観的で合理的な基準に基づいて、公正に人選がなされているか認められない。④については、乗務員の新型コロナ感染防止等、整理解雇との関連性に欠け、これをもって整理解雇に際して十分な説明をしたとはいえず、本件解雇の手続の相当性も低い。ということから本件解雇は労契法17条1項のやむを得ない事由を欠いていることとして無効となりました。

リーマンショック時も有期雇用社員の解雇の問題があり、「やむを得ない事由」について認められるかどうかという事件がいくつかあります。これから先、想定外の事態に対して使用者側に求められるものは非常に大きく、厳しく慎重に判断、適切な行動を示さなければならないことを改めて伝えている判旨であり、メッセージであるかと思えます。



### ● 編集後記 ●

オリンピックも盛り上がり、その余韻に浸りたいのですが、コロナがまた感染爆発しており、そんな気分にもなれませんよね。知人の医療関係者の話を聞くと、デルタ株の脅威は今までのものの比ではないと聞き、更に不安に。まだまだ我慢の日が続きます。

なお、雇用調整助成金の特例は、11月末まで延長との発表がありました。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート  
特定社会保険労務士  
秋山幸子 (登録NO.13050514)  
三鷹市下連雀 3-38-4  
三鷹産業プラザ 307  
TEL:0422-24-8625  
FAX:0422-24-8605  
E-mail: info@aozora-sr.com  
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部メンバー): 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡